

平成24年鞍手町議会第1回定例会会議録（第3号）						
平成24年3月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成24年3月14日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成24年3月14日 午後4時53分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	12	岡崎邦博		13	栗田幸則	

職 務 席	議会事務局長	長友浩一	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	渡辺智文	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成24年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月14日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第4号 地方独立行政法人くらて病院定款
- 日程第3 議案第5号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例
- 日程第4 議案第6号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 鞍手町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第9号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第10号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第11号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第12号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第14号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第15号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第16号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第17号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第18号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第19号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算
- 日程第19 議案第21号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

- 日程第24 議案第26号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 平成24年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第29号 平成24年度鞍手町病院事業会計予算
- 日程第28 議案第30号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
- 日程第29 議案第31号 専決処分の承認（鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区
管渠築造工事（第44工区）請負契約の変更）

平成24年3月14日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

12月議会で定住促進奨励金の条例が可決されましたが、これについて過疎の事業計画の中に組み込まれています。ただこれは10年間の事業で、過疎の事業計画では27年度までということになっていますが、27年度以降定住促進の交付金の財源としてはどういうふうに考えているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

定住促進奨励交付金事業につきましては、実際にこの事業で発生する予算につきましては、平成25年度から発生する形になります。これは過疎対策事業債の中で、ソフト事業分として上がって来ます。

実際に費用としましては、奨励金で交付した額につきましては、それを過疎債でソフト事業分として過疎債で上げるという形になって来ます。

ただソフト事業分につきましては、鞍手町全体で3500万円という枠がございますので、その枠の中で他のソフト事業との関係で、財源を調整しながら行っていきたいと思っております。

27年度、過疎債が消えた以降につきましては、一般財源で補っていくという形になると思います。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

中学校統合の整備事業で過疎債の事業内容の変更が幾つか上がっています。この3月議会におきまして、過疎債を変更する主な理由、3月議会でなければならなかった理由について教えてください。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

まずこれまで統合について教育委員会の方から色々説明いたしてきています。まず第1点目に、今の教育環境を早期に改善するというのがございます。

第2点目は、いわゆる財政上の問題ということで、一応事業期間、過疎債が利用出来るのが27年度までということになっていきますので、こういった点を考えて、行程とかこれからの対応の仕方といったものを含めて今回計上させて頂いています。具体的には企画財政課長より説明させます。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今回の過疎計画の変更につきまして、今議会で提案させて頂いた理由につきましてお答えします。お答えする中で、まず過疎債の変更につきましては地方債の申請と大きく関係がございまして、まず地方債の現状についてご説明させて頂きます。

地方債の起債計画の申請の提出、いわゆる起債の申請というものにつきましては、年間2回ございます。5月の上旬が第1次、11月中旬頃に行われますのが第2次というふうになっています。

平成23年度の本町の起債の申請につきましては、第2次という形で予定していました。この過疎債の財源につきましては、国の地方財政計画におきまして定められておまして、平成23年度につきましては2700億円という枠がございました。ただ一次申請が終わった段階で、この枠を大きく超える状況になっていました。9月の上旬だったと思いますが、県の方から国の財源を大きく上回っているということで、1次の段階で11%をカットするという旨の通知を受けています。

本町におきましては2次の11月で申請をしていましたので、その段階で2次の枠が危ぶまれたということがありました。そういう状況になっていました。

ただ国の3号補正におきまして、過疎債枠を200億円国が追加されて2900億円という形で過疎債枠が増やされておりますので、それに伴いまして1次分の11%がカットされると共に、本町の2次分につきましても全額を同意頂いたというような形になっています。

ただ平成24年度以降につきましてもこのような状況が想定されますので、可能な限り安全な方法という形で、是非1次の方で申請をさせて頂きたいということで、今回の3月議会の提案という形にさせて頂いています。

過疎債を申請するに当たりましては、過疎計画にこの計画を計上する必要がございまして、3月議会に過疎計画の変更をさせて頂いたという状況になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

とすれば、昨年状況を踏まえて2次で申請すればどうなるか分からないということが1つですね。それと第1次の申請が5月上旬ですから、この3月議会でないと間に合わない

いうことですが、本年度の過疎債の枠というのは全体でどの位になっているのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。当初予算におきましては、過疎債につきましてはハード分、ソフト分を含めまして2億9540万円を計上させて頂いています。

その内3号と今回の4号で補正をさせて頂きまして、今回の4号補正後で申しますと1億9830万円が過疎債に充当するというので計上しています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

国全体のことを聞いたつもりでしたが、先程23年度が2700億円と言われていましたので、今年度はどういうものなのかと思ったものですから。

もう1つ、具体的中身として校舎取得、教室の整備等々、太陽光発電の設置だとか、グラウンド等が色々ありますが、先日の一般質問から色々言われています通学路の安全整備に対する、それが過疎債に該当するのか分かりませんが、この中に今後そういうものが含まれて来るのでしょうか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

通学路に関しましては、これまでも申しましたように最終的には学校、教育委員会、保護者の方達と検討して、問題箇所を洗い出すということにはいたしています。現時点では教育委員会で想定される通学路を設定しています。

新たに通学路と思われる場所が県道で約8km、町道で約6.5kmございます。その内歩道の未整備箇所は、県道で約500メートル、町道で2km強ということになっています。この部分につきましては、今後、先程言いましたように教育委員会の方で、そういった機関と検討して、最終的に通学路を決定するという事になっていくと思います。

その上で過疎債のメニューとして計上出来るものがあれば上げて行きたいと、これについては、今言いましたように正式に通学路が決定した段階で再検討を行いたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

先程のご質問で国の状況ですが、平成24年度の国の地方財政計画では、当初2900億円という形で予算が組まれています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今度変更になっています市町村道路のところですが、八尋、長谷、室木の道路改良工事が新しく加わっています。これは場所がどこかということと、どういう改良になるかということが1つと。もう一つは、先程の宇田川議員の関連ですが、県道の歩道が500メートル、町道としては2kmが未整備というようなことで、これも過疎事業に乗るかどうかという質問がありました。

歩道の整備は勿論必要ですが、通学する際の自転車が恐らく多いと考えられます。車道と歩道の間路側帯というか、自転車が通るところをどう取るかということが、私は重要ではないかなと思っております。道路幅を広くしないとまずいかなと思いますが、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えします。八尋、長谷、室木線の道路改良につきましては、平成24年度、県の方でたぶ木橋という橋を架け替えるようになっていきます。そのたぶ木橋から長谷の入り口に高木というところがございしますが、その間の約800メートルを、幅員を6.5メートルで道路改良するように計画しています。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

補足させていただきます。この八尋、長谷、室木線はご存じのように西川の改修に伴って橋梁の架け替えという案件が出ています。これは通常ですと、現在2径間、いわゆる真ん中に橋があるのですが、これを1径間、いわゆる1本で架けるといいう工法になってきます。この場合は質が向上するということになりますので、この部分については町が負担という決まりがございします。

これは全額町単費ということでは厳しいものがありますので、これは過疎事業に乗るか乗らないかがありましたので県と協議しまして、路線として改良計画があるという前提の下に過疎債が充当出来るということになりましたので、この分を計上させて頂いています。

もう1点の歩道の件でございますが、これは先程質問議員が言われたように、今後通学路を最終的に決定していくという中で、道路の幅員が問題になってきます。これについては現地調査をした上で、自転車、歩行者道路が出来れば一番理想だと考えていますが、どうしても出来ない場合は路側帯を広く取るということも必要になって来ると思います。

可能な限り道路を拡幅してという対応になろうかと思っております。これについては、まだ詳細に把握していませんので、通学路が決定した段階で現地調査を行った上で、どの手法が良いかというのは検討して参りたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程企画財政課長の説明で、23年度においては一次の申請の際に11%カットされたというような説明がありましたが、実は市町村支援課の理財課の方に私も行きましてお尋ねをした経緯があります。その際には2900億については大体満額出せたようなお話だったのです。ですから先程の説明とちょっと食い違うところがあったのですが、申請も一次、二次の申請、勿論早い方がいいに越したことはないのですが、一般質問の中でもちょっと質問させて頂いたように、どうもあやふやなところがあったり、きちんと計画書としてあるのかどうかみたいなのというところもありましたので、その辺について申請の際におそらくそういったものも添付しないといけないと思います。その辺についてもう一度説明して頂けますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

只今のご質問の件ですが、ご質問議員が支援課で伺われた内容はどのようなものか私は把握をしていませんが、間違いなく昨年9月に、これは電子メールでその内容の文書を頂いています。

その段階では、町としては1次分が11%カットされるというような状況がありましたので、当然これは国の予算の2700億円を11%オーバーしていると。厳密に言えばハード分が11%オーバーしているという形になっていますので、当然国の予算がそれをオーバーしているということであれば、2次分は必然とその枠が危ないというふうに、その部分で心配しています。

最終的には先程申し上げましたように、3号補正で200億円追加されましたので、町としても2次分も全額同意して頂いたという状況です。ただこの同意につきましてもつい最近のことですので、それまでは中々安心な財源確保になっていない状況はございました。以上です。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

2点目の申請時にあたってということですのでございます。これは今過疎債のお話をしていますが、実質的には国庫補助事業を申請して、その補助裏に過疎債を充当するという手続きになっていこうと思います。

国庫補助を申請する時に、ある程度の具体案、レイアウトといったものと、今後のスケジュールといったものは提示することになっています。その辺は実際作っています。最終的にそれを受けて実施設計を委託して、完全な設計書的なものを作って申請していくという段階になって来ます。

24年度はそういう実施設計を含めて用地取得等を申請する、25年度は建物関係といったものを補助金申請という流れになって来ます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第4号 地方独立行政法人くらて病院定款を議題とします。質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

役員及び職員のところで理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内と。第9条におきまして、理事長及び監事は町長が任命するとなっていますが、具体的にどうの方が役員になれるというふうに想定されているのか。また、院内、院外とあると思いますがそれも含めて教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

役員につきましては、一般的に今まで地方独立行政法人に移行したところでは、理事長には大体院長が就任されている。副院長とかが副理事長になられ、その外理事には事務方或いは看護師、医師といったもののトップの方々が就任されているという状況がありますので、大体そういった方向性だと思っております。

監事につきましては、法の中で弁護士、公認会計士、税理士、その他監査の実務に精通している者の中から任命するという事になっていますので、そういった専門家の中からお願いするというふうに考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

基本的に理事以上といいますか、監事以外の役員は基本的には院内の役職でと。監事につきましては院外からということでしょうか、町の監査委員とは区別してという考えでいいのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

役員の中の監事というのは、今申し上げたとおりのことですが、これ以外に地方独立行政法人法の中では、会計監査人の監査ということが義務づけられています。監事の他に会計監査人を置くことになります。

これは公認会計士または監査法人でなければならないということになっていますので、監事による監査があって、更に会計監査人による監査もダブルであるという形になります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第5号 地方独立行政法人くらはて病院評価委員会条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第6号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第7号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

町長の提案説明では西区用地の造成に伴う費用の収支を明確にするというような理由でしたが、この明確にする必要が本当にあるのかが疑問だったので、もう一度詳しく説明して

頂けたらと思います。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。この西区用地の造成費につきましては、元々用地が町有地であったことや、開発の事業につきましては国土交通省からの客土を譲り受けたり、また県の補助金等が見込まれていますので、造成費が少なく済むということがございましたので、地方債を借りず一般財源で造成することとして、一般会計で処理することとしていました。

しかし昨年12月28日付けで、総務副大臣から各都道府県知事へ発せられた通知及び本年2月1日に県庁で開かれました副市町村長及び財政担当課長会議におきまして、住民生活に密着したサービスを提供するものではなくて、経済動向によって変動する事業等につきましては一般会計とは分離して財務処理を行うべきとの通知及び説明を受けました。

この通知を受けたことによりまして、本町におきましても平成24年度からこの一般会計と分離して特別会計を設けて処理をするという形にいたしました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

そういう通達とか会議の内容でそういうふうに言われたということでしょうか、そういった経済動向に左右されない、住民生活と切り離された部分についてはこれだけなのでしょうか。それとも全部全て見直して洗い直して、これ以外にも他に分離する必要があるのか、そういう改定があるのではないのでしょうか。その点はどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。一応総額省からの通知及び県の説明等の根拠となりますのは、地方財政法等に基づくものでございます。その中で住宅団地の造成等、観光事業等につきましては特別会計で設けるという形になっていますので、今、鞍手町で想定される事業につきましては、この西区用地の部分のみというふうに判断しています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これは西区用地ということで認定された特別会計になっていますが、例えば別の用地を造成するというような場合は、また別に特別会計を設けて、その用地の名前を冠した特別会計になるのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは内部で議論しました。いわゆる西区用地というふうに限定しなければ、これはずっと継続出来ると考えたのですが、明らかに西区は西区として収支をはっきりしたいということで今回敢えて西区用地だけの特別会計ということにさせて頂いています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

議案7号 特別会計を新たに設けるということでございますが、昨年10月に福岡県の方に開発申請がなされていて、開発者が鞍手町、用地が鞍手町中山長崎2932-1。平米数が1万7618.83㎡、用途地域非線引き区域いわゆる無指定、そこに入られる工場の目的は清掃工場、自動車の部品ということで申請がなされていますが、この西区用地と関連があるのか、ないのかお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

開発申請につきましては、一応目的等を上げなければいけませんでしたので、そのような形で申請を行っています。

○4番 仲野 守君

町が個人の会社を作るのですか。こういう営業内容をやるのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

事業者につきましては一応申請の段階での事業者という形になります。そういう事業者を呼びたいということで事業名を上げています。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

開発申請に当たっては、申請の時に自己外、自己用という申請の方法がございます。自己用の場合は目的、こういったものを作るから開発したいという申請を出します。

今回町が出したのは自己外、こういった企業を誘致したいという意味合いから、自己外という、町が建てるのではなく、他から企業を入りたいので造成したいといった意味で開発申請をいたしています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

開発申請というのは建築にも関わることですが、まず事業目的をきっちりした中で、これ

は土地の造成の開発、何か建物を建てる開発、全体の何が来る開発というのは別物で、土地を購入された企業の方が開発申請をなされるわけです。

その中でどうして町が、造成費用だけということの説明を受けていますが、ここ九建日報にはっきり載っているわけです。

申請者が鞍手町、下手な考え方をすると、中に入られる方の便宜を図って全部やっておられるのかなという考え方も出来るのではないかなと思います。

もう一度言います、申請者が鞍手町です。住所が先程答えて頂かなかったけれど、鞍手町中山長崎2932-1。平米数が1万7618.83㎡、無指定。4番目、そこに必ず開発申請する場合において設計が伴います。設計もそういった中で開発申請を行うでしょう。それが製造工場、自動車部品と書いています。自動車部品の製造メーカーがあそこに来ると分かっているのですか。

予算を考えているのは、造成だけと何度も聞いていますが、造成だけのものだけではないのかどうか、もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程申し上げましたように、目的は工場団地の造成という目的で開発申請を行って、これは自己外、他に譲渡しますという前提でございます。ただ申請時点で、工場団地だけではどうしても目的がはっきりしないということで、どういった業種を誘致するのですかということで、製造業というものを大元に据えているということで、これはあくまでも分譲地という考えで申請をいたしています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

この議案7号で一般会計から分離して会計処理を明確化にするということになっていますが、これは単年だけですか。造成してしまったら後は売却するだけだから、単年だけしか必要がないということですね。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

単年度ではなくて、いわゆる処分出来るまで、造成が済んで土地を処分するまでということ考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第8号 鞍手町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第9号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

住民税の均等割500円値上げということですが、これは復興財源にするということになっていますが、2014年度から10年間です。

ただ復興財源におきましては、法人税についても、これも3年間は増額すると。負担増になっていますが、しかしその前に減税をしています。この3年間はプラスマイナス0と、その3年間の増税分が終わると、後はずっと法人税については減税されるというような中身を含んだ条例になっているのです。

1つは、均等割500円一律引き上げということになりますが、これはお金持ちであろうと、お金の無い人であろうと500円払わないといけないということになって来ます。課税されている方だけですが。

そうすると、これは逆進性という意味が含まれて来るのではないのでしょうかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えいたします。今質問された件につきましては、国会の中でも議論となっています。その中で大臣等が答弁した中身につきましては、この復興財源につきましては復興基本方針の中に復旧、復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今の世代で負担を分かち合うことを基本とするということ踏まえ、復興基本法第2条において復興に関する事業、防災に関する事業に要する費用について広く国民の負担をお願いするということが答弁とされています。

それを受けまして、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律というものが12月2日に制定されています。この中で500円については10年間、現在の均等割に加算するということが法で定められました。

今質問議員が言われますことにつきましては、国会での質疑の中でも行われており、それを踏まえた法律が制定されたところで、鞍手町条例の改正を行ったという状況でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

ですから国会での答弁等々がありますが、広く復興に関する財源を集めるということですが、広く集めると言っても、先程言いましたようにお金持ちから、お金の無い人まで同じ額だけ集めて行くということは、月に100万円もっている人が500円払うのと、月に10万円もっている人が500円払うのは全然違うわけで、そういう意味で逆進性という意味が含まれていませんかと聞いているのです。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

今議員が言われる部分につきましては、厳密に言えばそういう分も含まれていることだと思います。但し今回の法改正の中では、この個人住民税の均等割というものの趣旨、本旨は地域社会に生活する方の行政サービス等の応益分という考え方で均等割の制度がありますということで、この均等割の500円というところの地域社会の会費制というところでの均等割上乘せになっているということになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第10号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第9 議案第11号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第12号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これは業種を拡大する必要があるということでの改正ですが、大体どの辺まで業種を拡大するように想定されているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。これまでの業種といたしましては、製造業、道路運送業、梱包業、情報処理サービス業、自然科学研究所という形になっていますが、これに加えまして旅館業、情報通信技術業、これはコールセンターと言われるものです。倉庫業、卸売業、再生可能エネルギー発電施設等に今回業種を拡大しています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

業種を拡大する分についてはいいのですが、この間千葉だったと思いますが、誘致した企業が実は5年ぐらいで撤退してしまって、全然元を取るといのはわるいのですが、財政支援をした分がそのまま無駄になってしまったという例もあります。

例えば製造業とかであれば、雇用を確保するという意味でも誘致する意味はあるのですが、今旅館とか、コールセンターはそういう雇用を確保するという面はあるかも知れませんが、倉庫業とか、卸売業とかは、町にとって、町民にとってメリットがあるかどうかというようなことが、私自身疑問に思うところもあるのですが、その辺の想定はされた経緯はあります

か。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この業種につきましては、先程申しました再生可能エネルギー発電施設以外につきましては、一応減収補填の対象になるということも含めましてこの業種となっています。

この倉庫業や卸売業がどのようになるかということですが、昨年度鞍手インターチェンジが開通していますし、今後遠賀川渡架橋の開通等もございますので、こういう交通インフラの整備に伴いまして、本町の交通体系というのが大きく変化して行くということも想定しまして、以上のような業種を拡大しています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今ちょっと聞き逃したのですが、倉庫業が減収補填対象になるかどうかは分からなかったのですが、一般的に倉庫業はあまり雇用を必要としないのです。尚且つ運送業は大きいトラックがどんどん通ると道路が痛んだりするのです。県道だけならいいのですが、町道が痛むと町の負担にもなりますし、その辺の問題もちょっとあるかなというふうに思いますが、その辺についてはどのように考えていますか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今言われますように、業種に於いてはメリット、デメリットが当然ございますし、企業の中身についても、町が誘致するのであれば県等に情報収集も可能だと思います。

ただ民民の取引、こういうのもございますので一概には言えませんが、基本的には減収補填という部分で、この業種は鞍手町は外しますというのはいかがなものかなということで、定められたものについては一応網羅したというのが実情でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第11 議案第13号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

プールを無料化するというようなことですが、昨年までの利用実績はどれぐらいで、どれぐらいの利用収入があったのかということと。無料化してもそこに監視人等が必要だと思えますが、その辺についてはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。まず総合プールの利用状況でございますが、平成23年度のプールの収入額は32万880円が収入額でございます。

利用者数につきましては、子どもが、これは有料入場者数でございますが2464人。大人が296人、土曜日の無料解放で入場された方が800人というような状況になっています。

2番目の安全面のプールの監視等につきましては、これまでと変わらないようにプールの監視業務、水質の管理等につきましては従前と同じようにやっていくようにしています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今までは時間を区切って2時間単位でしていました。その時間にならないと待っておかないといけなかったのですが、今度は無料になればそういう管理をする必要がなくなると思えますが、自由に出入り出来るとかにはならないのですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

この点につきましては、色々な管理上の問題から、これまでと同じように2時間単位で運営しまして、30分休憩、この間にプールの清掃ということ、それから1日ずっと入っていると子ども達の健康管理の面もありますので、その辺についてはこれまでと同じようにして頂きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

自分の子どものことを言うと変ですが、時間に制限があるから中々自由に行けなかったとか、習い事の都合、家庭の用事の都合等で、それに上手く取れない時は行けなかったりするので。

一般的に近隣のプールはどこでも普通に自由に入って、2時間なら入った時間から2時間ということを出て貰ったりはしているように思いますが、入る時間を出来れば自由に入れて、

その代わり 2 時間は 2 時間よと、どこも時間毎に、例えば 1 1 時とか、1 時とかに全員上げて、そこで安全確認というか、沈んでいる子はいないかとかの面を見たりもしているようにあるので、その辺も検討して頂ければなと思います。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

今のご質問の件につきましては、これまでもそのような要望を頂いていますが、教育委員会としましては安全面を重視しますと、こういうふうなプールの供用時間については広報等でもお知らせしていますので、出来ましたらこの時間帯に合わせてご利用をして頂きたいし、ルールに従ってご利用をお願いしたいというのが教育委員会の考えでございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 3 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 1 3 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 1 2 議案第 1 4 号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 4 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 1 4 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 1 3 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度鞍手町一般会計補正予算第 4 号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の 1 9 頁をお開き下さい。

1 款 議会費及び 2 款 総務費について、1 9 頁から 2 0 頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3 款 民生費及び 4 款 衛生費について、2 0 頁から 2 5 頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

5 款 労働費から 8 款 土木費について、2 5 頁から 2 8 頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、28頁から31頁まで質疑はありませんか。
岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

29頁、災害対策費として工事費が上がっていますが、防災無線等と思いますが、その中身について説明をお願いします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この工事費につきましては、鞍手町防災行政無線設備の工事費でございます。規模といたしましては、本町に親局を置きまして、消防署の鞍手出張所内に副親局を設備いたしまして、屋外拡声子局、これが22局でスピーカーが88台という規模になっています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

22局88台設置するということですが、大体どこに設置するのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回の工事に当たりましては、国の3次補正の中で消防防災通信基盤整備費補助金と、緊急防災減災事業債の活用ということが出来るようになりました。それを活用して行くには一定の条件がありまして、行政機関と避難所との通信の確保、双方向通信となるための整備に限られているということでございますので、この条件をクリアするような形での設置になります。

今回設置する地域につきましては、昨年の3月に本町で避難勧告等の判断、伝達マニュアルというものを作っています。その中で避難指示等の発令対象区域となる区域を整備対象地域といたしました。

全部で22区あります。遠賀川の水害関係で13区、西川関係で4区、土砂災害関係で6区あります。西川関係と土砂災害関係で1つの区がダブっていますので、のべ23区であります。実は22区でございます。

全体をカバー出来る施設として整備出来ることが望ましいと思いますが、そうなりますとかなり膨大な経費も掛かります。今回はそういった災害時に優先して発令して行かなければならない地域を優先して設置することとしたということでございます。

○議長 川野 高實君

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。14頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。14頁から18頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

18頁の町債ですが、町長の提案説明で有利な地方債への組み替えと言われていましたが、どこがどのように有利なのか具体的に教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。教育債につきましては、小学校の校舎耐震等につきまして過疎債からの組み替え。豊翔館につきましても過疎債から教育債の方に組み替えています。

額としましては、豊翔館の方の耐震補強工事の組み替えで、全体で過疎債からの組み替えで320万円行っています。有利な部分については以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

いろいろ組み替えされていたと思いましたが、事業費の確定等によるもので、先程の小学校の分とか、いらなくなった分と一緒に整備されていたのですね。有利な組み替えというのは、過疎債から豊翔館の学校教育施設等事業に変えたということですね。どう有利になったかだけ教えて貰っていいですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この分につきましては、過疎債ですと元利償還金が交付税の需要額に70%になりますが、組み替えることによって80%という形になります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

15頁、教育国庫補助金ですが、この中で学校施設環境改善交付金ということで2100万円程上がっています。この事業対象は何だったのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

これは学校の耐震の関係になります。校舎耐震補強工事の関係であります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程、防災無線等について3次補正に絡んだ予算を組まれていましたが、11月に3次補正、2月に4次補正までされています。そういったものがこの予算の中にどう組み込まれているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

先に4次補正につきましては、今回の補正には反映しておりません。3次補正につきましては、先程総務課長が説明しましたように緊急防災減災事業ですとか、それに伴います学校の財源の組み替え等で行っています。全体の額としましてどれだけということは現在数字は把握していません。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

時間的な制約から4次補正は難しいだろうと思いましたが、ただワクチンの関係だとか、妊婦検診、障害者自立支援対策基金、こういったものが4次で補正されています。そういったことからこの対応についてはどういうふうにされるのか教えてください。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

子宮頸がんワクチン等の県の補助金に関しましては、今回の補正は減額をしていますが、これは県の提示額によって減額と。子宮頸がんは85%、ヒブと肺炎球菌に関しましては、0歳から1歳は100%、2歳から4歳は80%の接種率で国の算定に基づき減額ということになっています。

妊婦検診ですが、これは実績に基づいて出していますので減額というふうにはしていません。以上です。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

国の補正予算の4号につきましては、全体で2兆5345億円、その内に質問議員が言われましたように高齢者医療、子育て福祉等のところで、高齢者医療の負担軽減に伴いまして基金の延長ということで、1年で2719億円。安心子ども基金の1年延長ということで1270億円。子宮頸がん等ワクチン接種基金等の1年延長ということで526億円。妊婦検診検査支援等の1年延長ということで181億円。新型インフルエンザワクチン等の購入で91億円。障害者自立支援対策の基金の1年延長ということで152億円等が上げられてい

ます。

これらにつきましては、基金の延長という形になりますので、県の方に大体基金が出来ていまして、この県からの事業という形になりますので、詳細につきましては今後県からも通知があるかと思いますが、1年延長という形になりますので、24年度の反映になるかと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第14 議案第16号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第15 議案第17号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第16 議案第18号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第17 議案第19号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第18 議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の31頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、31頁から45頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

37頁の用地費1億942万1千円です。提案説明で三菱から譲り受けるというようなお話だったと思いますが、土地の活用等も含めて、こうなった経緯を教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この予算に係る土地につきましては、まず城ヶ崎区公民館の敷地、運動場広場用地、ゲートボール用地。幸町区の運動広場用地と防火水槽施設用地でございます。

これらについては、三菱マテリアルが所有する土地でありまして、城ヶ崎区と幸町区が貸借により区が使用しているという土地ですが、土地の貸借については三菱とそれぞれの区で契約が交わされて来ましたが、地元区から手続きの簡素化という部分での要望もあっていました。

実際に使用されているのが、公共用の目的に使用されている土地であり、三菱鉱業セメントと鞍手町が昭和63年に締結した基本契約というものがありまして、この中で鞍手町の発展及び町民の福祉の向上に寄与するという目的で使用される土地であれば、三菱が持っている土地についても、必要に応じて譲渡して行くということにされています。

そういったことがありまして、今回町から申し入れをいたしましたところ、譲渡するという形になりましたので、その基本契約の手続きに則りまして処理をしているところであります。

す。予算的には歳出で、用地費で上げています。

歳入の方では普通財産鉅害賠償登録金として同額を計上していますが、実際には金銭の授受は行わずに、双方請求書を発行して領収書を交わすという形で相殺されることとなっています。これが基本契約に定められた手続きでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、45頁から68頁まで質疑はありませんか。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

50頁、総合福祉センター施設費の工事請負費が上がっていますが、まず工事等につきましての内容、過去に過疎債に上がっていたのではないかなと思いますが、その工事に該当するのかどうか、その辺をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

お答えいたします。総合福祉センター福祉棟、いわゆる浴場のお風呂ですが、給湯方式をボイラー方式から、深夜電力を利用しますエコ給湯方式に変更するための工事費を計上させて頂いています。過疎債については全額対象になるということでございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

いわゆるエコ給湯に変えられるのだらうと思いますが、通常考える場合、エコ給湯の場合は太陽光発電との併用というようなことがよく言われていますが、そのようなシステムになるのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

質問議員が言われますように、当初エコ給湯と太陽光発電をセットして検討したいということでやっていました。太陽光発電については設置場所がかなりの面積がいます。専門業者に福祉棟の屋根の構造等を検討して貰ったのですが、今の屋根では加重に耐えないという部分がありまして、今回はエコ給湯だけに限定させて貰っています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

太陽光発電の方は構造上の問題で設置が出来ないということだと思います。今の給湯に関

するシステムと、新規に買われた場合のコスト差が出て来ると思いますが、その差額はどのように試算されているのかということと、過疎債を使った場合の実質返済額等、返済の目処というか回収の目処というか、資金的にペイ出来るのか、出来ないのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

エコ給湯方式の場合は、あくまでも試算ではございますが、これに関わるランニングコストにつきましては大体年間220～30万円が予想されると。現状のボイラー方式のランニングコスト、主に重油代ですが、3ヶ年の平均で611万5千円ぐらい掛かっています。そういうことから約400万円近くコストが下がるのではないかなと考えています。

先程の過疎の関係でございますが、一応3600万円の工事費に対しまして、借入金、元金が3600万円に対する利息が305万1037円、これはあくまでも試算の場合でございます。

こういったことから全額で3905万1037円に対しまして、地方交付税措置が70%ということで、実質2733万5千円が交付されるという予定になっています。

それから差引をいたしまして、実質の町の単費負担額は1171万6037円ということになりますので、先程申しました年間約350万円程度のコストダウンが図られるということでございますので、3年から4年でこの実質町の単費が、言葉は悪いのですが、ペイされるという形になろうかと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、68頁から74頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、74頁から83頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

76頁の西川改修事業4423万円、この具体的な事業内容を教えて頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。たぶ木橋の橋梁架替工事に関わる町の負担でございまして、平成22年度にたぶ木橋の詳細設計を行っており、その時に地質調査も行っています。

平成24年度には旧橋の撤去費、それと下部工工事を予定していますので、その分の負担でございまして。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。

もう一つですが、81頁に工事請負費、防火水槽新設工事費500万円付いていますが、場所と耐震化の防火水槽なのかということについて教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

消防水位の基準にてらしまして、充足率を上げて行くために毎年一基ずつ防火水槽を設置しています。場所につきましては、まだ現在幾つか候補地がありますが、その中で調整中がございます。耐震化の部分については耐震化の防火水槽となっています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

福岡県はあまり地震がないとはいっても、西方沖地震だとかいつ起きるか分からない活断層もあります。そういう意味では、勿論防火水槽を充足させるために、急いでやらないといけないと思いますが、合わせて、今こういう時世ですから、防災ということ言えば、どういう建物を建てるにしろ耐震化というのは見据えていかないといけないと思います。今後の考え方についてお願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

防火水槽につきましては、以前鉄筋コンクリート、いわゆる現場造りという形で作っていましたが、ここ数年は強度の高い二次製品といったものを活用しています。

いまご指摘がありましたように、どの程度の耐震性があるのか確認した上で、そういった分も考慮しながら今後は対応したいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

78頁の土木費の住宅管理費の工事費として700万2千円という金額が上がっていますが、これはどのような内容の工事なのか教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。工事費として6件の町営住宅の補修工事を予定してまして、当該年度必要額を算出しました金額が700万2千円という予算になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

工事内容は改良住宅と、陸屋根、いわゆるコンクリート造の建物が多いのですが、年数が経ったということで雨漏りが起きて来ています。こういったものの対応とか、そういった部分で予算を計上させて頂いています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

80頁の常備消防費、前年度から580万円ほど上がっています。直轄広域圏消防本部の退職引当金が足りないからということになってはいますが、年々乗換方式をやって、諸費用が掛からないからということで乗換方式をやっている。実際問題、宮若市の旧若宮出張所は乗換方式によって削減されています。16名から10名体制になり、常時3名体制ということになってはいますが、確実に6名ほど減っているわけです。

現在小竹町が乗換方式の対象となっています。どうして予算が増えるのか分からない。その検証はいつ行われるのかお答えをお願いいたします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

平成24年度の常備消防の負担金が増えた理由につきましては、負担金の歳出表に基づきますと、平成24年度広域圏消防の方で、定年退職で退職される方の退職手当相当分が1億5100万ほどあります。

今詳細な表を持ち合わせていませんが、ここ2～3年につきましては定年退職者が多く発生することによりまして、退職手当が膨らみますので、その関係で負担金が増えるという形になっています。以上です。

○4番 仲野 守君

検証はいつ頃行われますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

検証というご質問でございますが、83人体制になりますのは平成25年度からという形になっています。検証につきましては83人体制になってからの形になるかと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

確実に21年度から若宮出張所が乗換方式の対象となり、それは本署の方に居られるのか、居られないのかは分かりません。ただ確実に乗換方式は粛々に行われているわけです。減っているのに、これについて検証というのは職員が16名体制から10名になって6名減ったからどうだ、こうだも検証でしょう。金額も検証でしょう。だから必ずそこを、1出張所が乗換方式によって変わったのだから、必ず検証はして頂かないことには、それで人数が少なかったとか多かったとか、金額もさることながらそういうことで検証というのは必要だと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

ご質問議員の言われますように、職員数は減っていますので必然的に人件費は下がって来ることにはなるかと思えます。先程も申しますように、負担金につきましては定年退職者がここ数年いらっしゃるしますので、その関係で負担金が増という形になります。

負担金全体としての検証という形になりますと、ここは下がった、職員数が減った分と退職手当が増えるというところの分の相殺という形はあるかと思えますが、職員数だけの人件費、退職手当を除いたところという形は、検証というのは比較という形は可能であるかと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

比較はされているのですね。比較対象されて比較出来るということであればいいが、その表は出来ていますか、もし出来ていれば後で結構ですので頂けませんか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

只今比較が出来ると言いましたのは、私の個人的なことです。

今現在それを算出した表というものはございませんが、後日消防本部と協議をいたしまして提出させて頂きます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、83頁から102頁まで質疑はありませんか。

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

90頁です。これは12日の一般質問との関連もございまして、賛否は別にして考えただけ聞かせて頂きたいと思えます。

この学校の再編統廃合に関わる予算計上であります。11月には策定委員会の中間報告について全員協議会で報告を頂きました。しかしながら最終報告書といいますか、町長に提出された答申については、何ら議会に報告をされていないわけですね。

これは90頁の予算に関わる問題ですから敢えて質問させて頂きたいと思います。最終報告に対しては、議会に報告する必要がなかったというご判断で、今回最終報告書に対して議会に、その内容について説明されなかったのかどうかというのがまず1つ。

それと校舎の改築等の設備実施設計委託料5千万円計上されています。これは今の段階でいつ頃発注をされるのか。どういう方法で発注されるのかの2点についてお伺いしたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

まず1点目の最終報告の必要性ということでございますが、これにつきましては、町長の方に報告書を提出いたしまして、そこで町長の方も承諾をされました。それを受けまして説明会を行っていますので、議会の報告というのは今回の予算の上程、ここの分について上程をさせて頂いて審議をして頂くというようなことと考えてやっています。

今の段階での建設費の関係でございますが、建物につきましては25年度に申請、それから確定通知を受けまして、その確定通知が下り次第工事に入っていくというようなこととなります。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

委託料の関係でございますが、先程教育課長が申しましたように、交付申請をして決定が下りるのが8月頃ということになります。その後の委託の発注ということになろうと思います。

委託につきましては、これまで教育施設の設計に携わった実績のある業者を選定したいと思っておりますが、現段階ではそこまで至っていません。以上です。

○議長 川野 高實君

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

中間報告についてはしましたと、勿論説明を頂きました。最終報告については町長に報告書を提出したのだという説明だったと思います。

そもそもそこからボタンの掛け違いが始まっているのではないかと思います。少なくとも私は説明する必要があるというふうに思いますが、もう一度ご回答を頂きたいと思います。

なぜこの設計委託料について、いつ頃発注するのかといことをお尋ねしたのは、少なくとも校区に於ける説明会等で様々な問題が投げかけられています。例えば一般質問等で通学時

に於ける安心・安全対策という問題を含めて様々な問題が提起されていると思いますが、そういう説明に対して住民に、町民の皆さんに正しく返して行かなければいけない責任があると思います。

今回5千万円当初予算で予算計上をされていますが、先程の副町長の説明では、交付申請をして8月頃になるのではないかということの説明だったけれども、現実には校区説明会等で提起されている問題について、町民の皆さん達に対して正しく返して行かなければいけない。これは大きな事業ですから、そういう意味での配慮を踏まえて、5千万円計上されています賛否についてはまた議論があるところですが、その点の執行に当たっては十分注意を払う必要があるのではないかと思います、まずその考え方はどうなのかということと。

もう1つは、発注に当たっては、この学校等の校舎建築に精通しているコンサルを選んでということを言われましたが、いろいろな方法があると思います。

宮若市に於いては、僕は詳しくは知りませんが、指名の在り方として指名競争入札もあるでしょうし、一般入札もあるでしょうし、プロポーザルという方法もあるでしょうし、コンペという方法もあるでしょう。いろいろな方法があると思います。

これは一大事業ですから、少なくともその指名競争入札ということではなく、これまで全国的にそういう経験のあるコンサルを選んで頂いて、いろいろな知恵を出し合って、この入札に当たっては考えて頂きたいと思いますが、その点についてどのようなお考えかの2点をお伺いしたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

議会への最終報告はということでございますが、1月17日に町長に報告書を提出しました。この後教育委員会で報告書に基づいて地域の説明会を行うと。その報告書の内容は、通学路の安全確保、或いは専門学校跡地を候補地するというようなことで、説明に回ったわけでございます。

このことは11月の全員協議会でも説明に回らなければならないという話はやったと思います。時間的な経緯を見ますと1月であったと、議会報告は出来ない状況の中、定例議会は12月でございましたので、それには間に合わなかったという経緯もございます。

そういった状況下で町長の方に報告書を出した後、そういった動きを行ったというのが実際でございます。それ以上私の教育委員会の方からは説明しかねます。

ただ教育委員会としましては、この前の一般質問でも申しましたが、中学校の統合は必要に迫られていると、地域懇談会或いは策定委員会におきましても、しないといけない、急いでやれというような策定委員会の意見もございました。

通学路が非常に長くなると、そこをきちっと整備してくれという要望は沢山出ました。それが現実でございます。説明になったか分かりませんが以上です。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

委託につきましてはご提案としてお伺いしておきます。

今言われますように、中身よってはプロポーザル方式も重要で、金額だけでなく提案の中身という部分は確かにございますので、これにつきましては先進地の情報も入れながら、また県の技術センターがございますので、こういったところのアドバイスも受けながら検討して行きたいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

敢えて言わせて頂きたいと思いますが、この発注については交付申請をして8月頃というご答弁だったと思います。ですが大事なことは、一般質問等でもかなり議論されたところをしっかりと踏まえてやって頂かないといけないということが前提だと思えます。

だからいつ頃発注するのかということについての考え方を求めたわけでありまして、非常に慎重に配慮しながら、この予算の執行に当たってはやって頂かなければならないのではないかという思いから質問させて頂いたわけです。

極めてそういう意味では、この予算の執行に当たっては慎重に対応して頂きたいという考え方をもう一度お聞きしたいと思えます。

それと教育長にこれ以上申し上げると立場も非常に辛いと思いますが、何で私がこういう質問をしているかという、当初予算でも既に5千万円と、土地の購入費、建物購入費も出ているわけです。人によっては合併ありきで事がどんどん前に進んでいるという受け取り方をされざるを得ないと、私も一議員としてこの問題に対して、皆さんもそうでしょう、責任があります。ですからしっかりしたものを持って町民の皆さん達に説明して行かなければならないと思えます。

こういう形で、もっと当初予算から出て来ますとクリアしなければいけない課題が山積みのようにあって、しかし当初予算からこういう形で出て来るということになる、非常に不安を感じます。これは統合ありきで前に事を進んでいるのかなという思いが非常にし、心配しています。

だから議会に対しても僕は説明する必要があったのではないだろうか。これ以上もう求めませんが、そういう手法を取りながら、ボタンの掛け違いがあってははいけませんから、その点については意見も含めてですが、何回もお聞きしますが、する必要があったのではないかということ意見を述べて頂いて、副町長にその点についてもう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

通常の施設と違い、学校という教育施設でございますので、そういった面で慎重に対応するという必要は当然でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

同じところではありますが、10款 教育費の中学校管理費の1億3千万円の財産購入があるわけです。本件の所在、地籍図を積み上げた根拠等を議会の方に提出して頂ければと。是非お願いしたいと思っております。

場所もどこの場所か、位置的にも分からないという形であれば審議のしようがないわけです。従って最小限の資料を提出して頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ご指摘の部分は後程提供したいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

一般質問でも随分話が出ていました。実施計画もないようなものの中で土地、建物が買われようとしています。その中で公有財産購入費、土地、建物を合わせて1億3千万円の基準となったものを教えて頂けませんか。

現在、生徒が約30名居られて、まだ購入出来るものではなく、生徒が卒業されて売買契約等になると思うのに、今、早々とうとうふうに上がっている。

先程話が出ていました2件目は設計委託料、校舎建築等整備実施設計、普通民間から言うと、工事費の約3%が設計料です。これが約5千万円という校舎だけで幾らの工事ですか。通常からいうとあり得ないような金額が提示されている。5千万円という設計料の根拠をもう一度教えて頂けませんか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この取得費の1億3千万円の根拠につきましては、現在の所有者でございます学校法人九州工業技術専門学校さんが、前所有者であります学校法人国際電子整備学園から平成18年8月に競売による特別売却によりまして、1億939万7280円で取得されています。

その後、九州工業技術専門学校さんにおかれましては、学校の受電設備とか、空調施設等学校運営に必要な経費として約7700万円ほどこの学校にこれまで投資をされています。今回九州工業技術専門学校さんにおかれましては、現在の経営状態は問題なく良いということでございますが、将来的に少子化によりまして、今後経営が難しくなって来るというご判

断の下に、平成24年度で学校を閉鎖したいということを決定されているようです。

その中で今後閉鎖に伴いまして、今まで投資した取得に伴いました約1億900万円と、学校に投資された7700万円の内、今後解散に伴います必要経費相当分があればいいということで1億3千万円ということが決定されています。

競売が最初に始まりました平成15年の10月の段階で、ここの競売の価額の評価が福岡地方裁判所直方支部の方で、この評価額というのがでています。その評価額は土地が19件、総面積が4万1452.67平方メートルに対する評価額が1億6939万9千円。建物3件分につきまして、全体で評価額が6億4427万6千円という評価がなっています。合計いたしまして総評価額が8億1367万5千円という評価額になっています。この評価額を基に1億3千万円に対する土地に対する部分と、建物に対する按分とさせて頂きまして、土地の購入費分として2706万5千円。建物の購入費として1億293万5千円という形で算出をしています。算出の根拠については以上です。

設計委託料の内訳につきましては、今後想定されます校舎の改修、具体的には金額が事業費等が今後がありますので申し上げられませんが、校舎の改修事業費と、屋内運動場、いわゆる体育館の建設事業、太陽光発電の設備、プールの建設事業、グラウンドの造成事業、野球場の整備事業、屋外施設のトイレ、倉庫、自転車置き場等々の設計委託料という形になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

そうすると提出議案の書き方の間違いではないですか。ここにしっかり書いているでしょう。校舎の改築等、等が入っていますから、その中でグラウンドも、野球場、プールまで全部入れたということになるわけですね。そういうことで判断してよろしいわけですね。

公有財産購入の場合は、特別競売で約1億900万円で今の持ち主さんが買われて、設備は別ですか。あくまでも購入された金額から減価償却をしてするのが公有財産を購入する時はそういうふうになっていませんか。減価償却まで計算する中で設備等に関しては、計算はされるべきではない。

先程土地の単価が8億円となっていました。特別競売で約1億900万円であることは間違いのない事実ですから、それから減価償却を向こうが考えた中で、公有財産を購入した時は必ずその計算方法をやらないといけないのではないかと思います。もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時59分

再会 15時13分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程取得価格について、減価償却等を加味したのかというご質問と思います。

この物件につきましては、平成14年に裁判所が建物評価を約6億4400万円と評価いたしています。土地の評価を1億6900万円という評価はなされています。

買収するとすれば、通常ですと現時点での平成24年時点の評価で協議するのが通常であろうと思っております。

今回それで行きますと、土地だけでも1億数千万円という中で、土地価格は下落傾向にあっても、そんなに大きく下がっていないといったことで、評価になりますと相当額高くなるといったことで、先方の理事長と協議したところ、理事長は1億3千万円と提示をされて協議をしたということで、この1億3千万円総額という形で提示されています。

この部分を、先程企画財政課長が申し上げた、特別売却の時の比率で按分して土地と建物に分けたというのが、この予算計上のやり方でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

公有財産の購入の評価というのがいろいろあるわけです。ただ特別競売で買われた1億900万円からです。それが幾ら高くても1億900万円で特別競売がされているのですから、いろいろ今、実際の土地の評価ですよと説明は頂きましたが、1億900万円からのスタートです。

その価格ですから、その中から減価償却を考えて、公有財産購入の場合は必ずそういう計算になるのではないかなと思っております。私の間違いですか、そうでないと思いますが。

もう1つは、これは契約書か何か交わされたのですかね。実際まだ生徒さんがいらっしやる中で、契約書は交わせないというふうに思いますが、もし公有財産を購入するのに裏取引で、そういうことはないと思いますが、密約か何かして買いますよということになっているのかどうなのか、こういうことは絶対あってはならないことです。

これだけの1億3千万円と出ているものですから、もし相手の方が、他に高いところで売れるからちょっと売りませんとなったら大変なことになるわけですので、契約書を交わしているのか、密約はどうなっているのか、この2つをお聞きいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

理事長と協議した中で、金額の提示とともに第1番目に、町が必要であれば町に譲渡したいと意思は言われました。ただ私の方は、これは当然用地取得については議決要件になりますということも申し伝えています。

議決要件ですので、議会で議決を頂かない限り効力はありませんということを申し上げています。当然現時点ではそういう契約等は行っていません。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

沢山の方から質問が出ています。12日には私も一般質問をさせて頂きました。あれから帰っていろいろと私なりに考えてみましたが、一番納得がいかないのは、先程も教育長から説明がありましたが、報告書の中では、まだ候補地として決定しただけです。要するに設置場所として確定した場所ではない所を、町が先行して用地取得にしているのかどうかというのが素朴な疑問としてあります。

尚且つ、先程もちょっといいましたが、統合整備計画策定委員会の方が町に出したのは報告書であって、整備統合計画そのものでもないわけです。ですから予算計上する際の根拠になり得るかどうか、これも素朴な疑問としてあります。まずそれについてお答え下さい。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

先程から教育長も申しましたように、教育委員会としましては小中学校の適正規模、適正配置基本方針に基づきまして、策定委員会で審議を行って来ました。これに基づきまして事務局段階では統合整備計画の基本計画案というのは持っています。

従いまして、今まで策定委員会等で決定されて来ましたことに基づいて予算計上をさせて頂いておるところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

策定委員会が決めたことは候補地を決めただけですよね。策定委員会が設置場所そのものを決定したわけではないのでしょうか。ここが候補地として相応しいと考えるということですね文章的には。

それを私はまた別のところで、それに基づいてもう一度審査をして、策定委員会が作った、計画そのものの計画書があるかどうか分かりませんでした。その計画をもう一度、本当に相応しい場所かどうかを審査して確かに相応しいと、設置場所として決定する。それで初めて私は予算が計上出来る根拠になり得るのではないかなと思います。

そういう手順が全然なく報告書のみを根拠として、それで候補地がさも統合移転場所というふうに決まったようにすり替えられているように感じるのです。町長は責任は誰がどうのこうのと言っていました。曖昧なまま今、ズルズルと既成事実だけを積み重ねようと。ここで議会がこの予算を通せば、議会が承認したからということで、逆に今度はそこが移転場所として生きて来てしまうわけです。決まって予算に計上されるわけではなく、予算が通っ

たからここに移転しますみたいな、本末転倒の決め方になるわけです。これがそもそもおかしい。

先程も慎重に議論して下さいという意見もありました。住民の方もその辺が非常に曖昧で不信感を持っているところです。

もう1つ、住民の方から沢山の質問、この間の一般質問でも言いましたが答えが出なくて、時期を見てするというような町長の答弁でしたが、設置場所が決まる前に住民の方は、自分達の疑問に答えて欲しいと。西川ではやり直してくれというような意見もあっているわけです。そういうこともいつ行政も交えて、一般質問でもいいましたが、行政しか答えられない質問も沢山ありました。行政も交えて、町長も出席して頂いて説明会が必要ではないかと。そういう説明会があって初めて、予算を通して良いかどうかの審査になるというふうに私自身は思います。

もう1つ、百歩譲ったとして、報告書に付記事項がありましたが、その付記事項の一番重要なのは通学路の事です。これについても答えがないまま予算計上されて、一般質問の中でも言いましたが、住民の方も統合移転したら直ぐに危険箇所が安全になるのかと、そういう工事をして貰えるのかと、甚だ疑問があると言われていました。そういったものにも答えた上で私は予算を計上して行くべきではないかなと思います。

ですからここも前後しているという気持ちが凄く強いのですが、幾つか私の意見も言いました中で、そのことについていかがお考えかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一般質問で岡崎議員も何回もそういう質問をされましたが、私は策定委員会と委員は、候補地としてはここが相応しいという報告を受けています。

それを受けまして、じゃあ説明会に入りなさい、入りますよと、そして学校は各校区に説明会に入ったという流れの中で、それによって粛々と。それと同時に用地は、北中の跡、新しい問題とかの候補地が上がって来ていましたが、最終的には策定委員会は今の宮本学園が良いという報告を受けまして、これを今進めて行っているわけですが、初めに責任問題は、私が言ったことでなくして、質問者が責任問題を言われたことであって、私は何も責任問題に触れたことはありません。

進めて行くためには、まず用地、場所が決まらない通学路も決定されません。だからそれを早く決めて下さい。そのためには位置を決めなければいけない。そして位置はこれで行きましょうと決まったら、その用地を取得しましょう。予算を計上しましょう。

そうするために宮本学園に決まったとするなら、早くそれに向かって予算措置等々の仕事をして行かないといけないという中で進めて来たわけでございます。

説明会といいますのが、まず用地買収の1億3千万円に付随した設計料5千万円、合わせて1億8千万円かと思いますが、この辺のところを今回の当初予算で審議し、それが議決して

頂ければ早速計画書。計画書も基本的には叩き台を作って、それに基づいて進めて行っているわけです。だから、その中で決まれば早速通学路も作って行かなければ、県道もかなり通学路の中に位置を占めますから、早く県にもお願いに行かなければならない。

町道にしてもかなり単費でやる分が大きくなるから、早くその辺の位置を決定して次のステップに入りたいと。そのためにはまず1段階に用地を取得する。取得したら契約、契約が終われば初めて、こういうことでこうしますということで設計書を作って、皆さんに配布するという予定になっているわけですので、今回の分の意見はいろいろあるかと思いますが、宮本学園の取得に対してご理解をして頂きたいとかように思っています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

全く逆ですよ。だから候補地として決まってるわけですから、その候補地について、通学路を設定して、それに安全確保が出来るかどうかを、候補地として検討すれば良いだけです。別に用地を取得しなくても通学路は設定出来るわけです。設定して、ここが危ない、これは3年、5年かかる。ここの危険箇所については改善出来ないとか、いろいろ考えられ、検討出来るのです。用地を取得しなくてもそういうことは出来るではないですか。そういう検討をする場が必要だと言っているのです。言っている意味は分かりますか。

策定委員会は候補地を決めた。その候補地について実際にそこに中学校を持って来る場合に、本当に安全が確保出来るかどうかを更に検討を加える場が必要だと。そして確実に安全確保が出来るということが決まった上で用地は取得すべきです。決まらなかったら、先程言いましたように設置場所の基本方針に反することになるのです。

基本方針に一般質問でも言いましたが、通学路と通学方法が一番で、これが最重要課題として設置場所の配置を決める一番の要因になっているわけです。だからそういったものを決定した後に用地を、尚且つ旧宮本学園跡地が相応しいということになれば、そこで決定して用地を取得する作業に入ればいいのです。まず用地を取得しないと通学路が出来ないとか、通学路が設定出来ないということ自体間違いです。それは町長の思い過ごしですよ。

十分候補地と決まった中でそういう作業は出来ます。ですから今積み残している、今言ったような作業と、住民説明会をして、住民が納得出来た上で、別に住民1万7千人全員とは言っていません。合意形成というのがあるでしょう。大体概ね皆さんがなるほど相応しいなというようなことになって、中学校の位置を決定する。候補地でなく中学校の移転場所を決定すると。そういう作業になるのではないですかと言っているのです。

しゃにむに、あそこの用地で買おう、買おうにかかって、住民のコンセンサスも無視しながら進むという行政手法は、私は疑問があると思っております。

これをいろいろ言っても、町長と手法が全然違うわけですから、平行線のままなのでしょうが、私は事務手続き上に疑問があると思っておりますが、その辺については町長以外の方でお答え頂ければと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私以外と言われますが、私では悪いのですか。

貴方は場所を決定したという判断に立っているわけですか。場所を決定したという判断でものを言われていますか。

場所を買わないと予算は使えないでしょう。手続き上こういうことで用地を購入しますよ、補助金も頂かないといけない。過疎債も頂かないといけない。そういうことをしていたら間に合わないということは初めから言っている。

策定委員会も場所がいいという判断に立っているのです。それを尊重して話を進めているのです。私と貴方は基本的に手法が違うのです。私はここで策定委員会を尊重して、場所はここが良いよと、それではそれに進みましょうと、関係校区、学校区に説明会に回って皆さんの意見を集約して、上がって来たのがまず通学路、ここでいいとなれば通学路は絶対安全確保というのは絶対条件ですよ。

それを進めるには、早く位置を決めて通学路を決定してやらないといけない。貴方は通学路は決めてこうしてと言うが、何も無いのに通学路をどうして決めるのですか。

○議長 川野 高實君

町長、落ち着いて下さい。これは討論をする場ではございませんので、議案質疑になっていきますのでその辺を踏み外さないように、冷静に行っていきたいと思います。

他に質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

84頁に小中学校統合整備計画策定委員報酬というのが付いています。これで14人の10日となっていますが、これが今回の中学校統合に係る整備の話し合いをする場なのか、それとも残された小学校の統合を話し合いをする場なのか、先程の実施設計の委託料5千万円付いています、実施設計が出来て、その中身はどうするのか、また同時並行で行くのか、前もって先に策定委員会の方で話して行くのか、その時系列を教えてください、出来れば今後のスケジュールを大まかで結構ですから議会にお示し頂きたいと思います。そうしないと、あっちに行ったり、こっちに行ったり飛んで整理が付きにくい部分があります。

それと絡んで来るのですが、今回中学校を専門学校の跡地にすることで進んでいますが、私も説明会に1ヶ所だけ参加させて貰いました。

私は剣北小学校だったので案外近い所でしたが、遠いところの説明会には行っていません。ですから資料を頂いた限りでしかどういう意見が出たかは分かりませんが、いずれにしても場所がどこになるろうが、遠いところは色々な意見が出て来るわけです。近い所でも危険な場所があれば意見が出て来る。町長も先程から何度も言われていますが、しっかりと安全確保はやると、その上で統合するのだと、同時平行になるかも知れませんが、そういうところを

もう一度聞かせて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

策定委員会の予算ですが、これは基本的に中学校の統合の関係予算というふうに捉えています。これは先程から出ていますように、当然実施設計に移るまでの間、関係者、学校、父兄といったところの意見を踏まえながら実施設計の方に移りたいというふうに考えていますので、現在作っています素案といったもので協議して頂こうというふうに考えています。その上で、皆さんのご意見を踏まえて実施設計の方に行きたいという考えであります。そういった関係で予算を上げています。

これは通学路も議論して頂きますし、学校の校舎といったものについても色々な方のご意見を伺いながら方針を示したいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

説明会に参加する中で、こういうものを作って欲しいとか、逆に改善して欲しいところだけでなく夢といいますか、統合されて新しい中学が出来たらこういうことをやって欲しい、夢のある学校を作って欲しいというような意見が出て来るわけです。そういう意味で出来るだけそういう意見を集約した新しい中学校を作るという意味では、説明会で私も質問しましたが、今後こうして欲しいという意見を聞く場を設けるのかと言ったら、そういう実施設計に入った段階でそういう場を設ける検討をするというようなお話だったと思いますが、そういう話も頂きました。

あそこが悪い、ここが悪いということだけでなく、こうしたらもっと鞍手でも誇れるような中学になるとかというような、色々な意見を是非取り入れるような場を設けるというか、策定委員会だけに任せるのではなく、そういうところを是非考えて頂きたいと思いますが。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。今後の情報提供ということを含めて、今言われましたように、そのような意見を今後情報提供をどのようにするのかということについてご質問がありました。

これにつきましては、一つの方法としましては広報紙、チラシ、それからある程度一つの形が見えてきた時に、また住民説明会をして、そういうふうな情報提供をして行くというようなことで説明会でもお話をしていますし、そういうふうな方向で行っていきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

84頁の事務局費の報酬という項目がございますが、この中に歯科医報酬として6校と上がっていますが、他の項目を見ますと9校というふうになっています。

校医報酬が6校となっていますが、これが他は報酬は全部9校となっていますが、恐らく小学校、中学校とあと豊翔館と合わせてトータル的な9校になるのではないかなと思います。この項目だけが6校となっている理由を教えてください。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。今言われますように、6校と9校となっていますが、これにつきましては、剣南小学校、鞍手北中学校、豊翔館、この小中学校合わせて3校につきましては、町立病院の校医をお願いをしていますので、報酬という予算項目でなく、委託料の方でお支払いをしています。その先生方のところについては、その分が6校になっているということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

次は90頁ですが、先程の土地購入資金1億3千万円という金額がここに上がっているということで、先程から縷々質疑等が行われています。

統廃合の関係につきましては、第5次行財政プランの答申の中にも非常に難しい問題であるから、一部の学校関係者やPTAの役員という範囲でなく、全町民の問題として積極的に取り扱いなさいという項目と、行政が熱意を持って再編が子ども達にとって必要だということを町民の方々に話をしなさいということが答申の中にも上がっていますし、今回の説明会の中でも、もっと詳しい説明が聞きたいとか、本当に通学路は整備されるのでしょうかとかというような保護者からの多くのご意見を頂いています。

ただこの保護者というのは小学校の保護者です。今の南中学校の保護者の方の声というのは、今のところ聞こえて来ていません。従いまして今どのような状況で南中学校が学校運営されているかというのはよく分かりませんが、ここに上がっている購入の関係で申しますと、購入は先程説明がいろいろありましたが、タイムリミットといものは設定されているのか、いないのか、議会の議決がなければ実行出来ませんということでお話をされているというご回答でしたが、そのタイムリミットは設定されている状況なのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは何度も過疎事業の関係からも、事業申請の日程等も申し上げて来ていました。それと専門学校そのものが来年の3月で廃校という方針を示されています。実施的には廃校され

て、その後が本来の引き渡し時期というふうに考えています。

その前段で契約とか、議会の議決といった手順もございますので、これは時期を見ながら進めたいと思っております。最終的にはそういう内容になると思います。

まだ生徒が居る中での契約となれば色々問題が出ますので、契約内容についても弁護士を入れて、その辺の問題がないようにしたいと思っております。いずれにしても廃校後の引き渡しというのが条件になるかなと、現時点ではそのように思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうであれば、例えば今の説明会等の疑問に答える期間等の、再度の説明会を行って町民の方々とよく話し合いをして、理解を得て前に進むということも必要ではないかなと思えますし、資金的な担保をするのも必要だと思います。そういう意味において、まだ時間的なスパンがあるのであれば、まず説明会等をよくやった後に補正で上げて良かったのではないかなと思えますが、そういう対応を取らずに当初予算に上げた主な理由というものを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは過疎の変更の中でも企画財政課長が説明したのですが、いわゆる補助金の交付申請というのが基本的に4月と、過疎債の申請が5月という日程がどうしてもございます。これは交付申請ですので、交付決定を受けて初めて効力があるわけですが、その事務作業をする中で、予算措置というのが条件的でございます。そういった関係で3月に提案させてもらっているところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

15頁から30頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

15頁の町税です。これは一般質問でも少し触れましたが、年少扶養控除が廃止になって、今年の確定申告からその分で所得税があがります。

これを基に算定して住民税も上がって来るようになるのです。それは今年からです。その上がった分がどの位になるのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

住民税の上がり分についてということでございますが、現在ご承知のとおり確定申告が行われています。この当初予算には現状ではその増加分を含んだところでは計上していません。

確定申告等できちんと数字が確定したものを受けて6月の段階で住民税等を確定いたしますので、その調定が確定した段階で、補正で対応させて頂きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

昨年の確定申告を基にでもいいですから、大まかにどれくらい上がるというのは税務課の方で把握しておく必要があるのではないのでしょうか。

例えば直方という約1億円、宮若市でも6千万というふうに聞いています。鞍手町は今最中ですから分かりませんでは中々責任が持てないのではないのでしょうか。町民の税金が上がるというのに、どの位上がるというのが分からないということでは話にならないですよ。大まかでもいいですから、分かる範囲で答えて下さい。

それと住民税が上がれば、控除がなくなれば、それに係わって保育料が上がったり、色々な部分が係わって来ます。そういう分はどういうふうに考えているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

住民税控除分が無くなる分の増加についてでございますが、一応控除がなくなることによって各家庭では増税となります。23年度で各家庭で当てはめて計算することは、議員がおっしゃるとおりに必要なだと反省はしていますが、モデルケースとして各家庭で行きますと、控除額が年少扶養控除、子ども1人で33万円、これが2人になりますと66万円控除額が減るということは、課税の対象になる額が66万円増えてしまうということになります。住民税の所得割の率が10%でございますので、33万円控除がなくなれば、単純に考えまして3万3千円の増額というふうになります。

また特定扶養控除という部分につきまして、上乗せ分12万円ございます。これが廃止になります。そこが12万円減るので、例えば16歳の子どもさん、高校生該当のところですが、ここに1人、それから中学校若しくは小学校以下の子どもが1人居られた場合4万5千円程の増額ということになります。

これを全体で人数分を掛ければでるのではないかとということでございます。確かにそのとおりでございますが、そのこのところのきちんとした数字を持って当初予算に上げるべきですが、歳入側を過大に見込んでしまうと、ということで、例年当初予算につきましては前年の調定額を基に算出し、そして6月で補正させて頂いていたということがございますので、今回そ

ういう対応をさせて頂いています。以上です。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

先程のご質問の保育料等の関係でございますが、保育料等につきましては、厚生労働省の児童家庭課局長名で各都道府県に文書が来ています。

その中身につきましては、そういう控除がなくなった場合に保育料が上がるということになりますので、それを防ぐために12月議会に於きまして保育料のシステム改修、これが旧税法上で再度計算して保育料を決めなさいよという形で補正をさせて頂きました。

そういうことで保育料につきましては、この扶養控除等が廃止されても旧税法上で計算するというようにしていますので、保育料は上がりません。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

これは予算ですから、先程税務住民課長が言われたように、税収が大体この位上がるだろうと、税収が全体で、モデルケースとかでなく、町の住民税がどの位上がるというのはある程度把握しておかないといけないのではないのでしょうか。予算を組む上で、確定していないから前年度と一緒にいくからそのままにしていたとか、そんな答弁はないですよ。そこはしっかり把握しておく必要があります。それは怠慢ですよ。

それから23頁の県支出金ですが、住宅新築資金が今後一般会計の中に組み込まれて来るということで、確か以前は県からの事務費等の支出金等があったのではないかと思います、それは予算にどう反映されているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

県の補助は特別会計の中で補助がありました。そういうことで、最終借受人者の方の返済期間が去年の11月で満了しています。そういったことから、それ以降は滞納という形になりますので、この補助金の基準に該当するということになりますので、24年度につきましては、特別会計の中では今まで5万円ぐらい頂いておりましたが、それが対応出来ないということですので、特別会計の中では収入として見込んでいません。以上です。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今宇田川議員から概算を示すのはということで、非常にその辺のところは出来ていませんでした。この場を借りまして、後日どういう状況になるかということは、平成23年度の実績に基づいて試算をさせて報告したいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

後は別の面ですが、地方交付税は今回21億6千万円で、23年度の普通交付税の確定が約21億円だったですかね。けれども、先程の議論にも絡んで来ますが、余り多く見積もっているということですが、国の全体の地方交付税が微増ではありますが、殆ど変わっていないということからいけば、前年度分ぐらいは見込めるのではないかと。確定出来ない部分は沢山あると思いますが、そういった意味ではあまり低く見積るのもどうかと思います。

それから臨時財政対策債についても、3年で交付団体から不交付団体へ移すというものの2年目になるのです。昨年よりは臨時財政対策債が増えることは見込まれても、実際予算では昨年より減らしているのです。

ここは算定の仕方としては、余り過大な見積りは出来ませんが、ある程度確定出来るような部分は歳入として見込む必要があったのではないだろうかと思います。その点についてはどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

まず普通交付税につきましては、ご指摘のとおり昨年度より1億円多く当初予算で計上させて頂いております。質問議員が申されますように、基準財政需要額及び基準財政収入額は未確定な部分が多くございます。

確かに国の予算では若干微増の財源確保がされていますが、安全な財源としてこの平成24年度につきましては、前年度の確定額の90%程度ということで算出をさせて頂いております。

臨時財政対策債につきましては、ご指摘のとおり市町村の分については若干の微増というところはございます。国の全体の予算が市町村、都道府県と合わせて、全体としては臨時財政対策債については減という形になっていますので、その辺を安全策といいますか、その辺をとりまして1千万円の減という形にさせて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

臨時財政対策債は国が0.4%ですかね。しかし1千万円減らしていますね。予算として今回、うちの分でいけばね。それは0.4%どころでなくて、あまり見込みと確定との差がありすぎても予算も組みづらい、ただお金が無い、お金が無いと、本当にお金が無いと言いながら地方に財政を少しずつでも移そうという流れが08年度ぐらいから来ていますので、そこは慎重にという部分もありますが、ある程度確定したところは何のために市町村に財政を移すかといったら、やはり住民生活を豊かにするためでありますから、そういうものにお

金を使うためにも是非今後の歳入の見込みについても考えて頂きたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

歳入につきましては極力精査して、今後見積もって行きたいと思いますが、ただ提案説明でもご説明いたしました。予算につきましては、当初予算では中々全てを組むことが出来ていません。病院の繰出金等につきましては年間の総額では3億2千万円程度出ていますが、今回組んでいます約1億8千万円程度、約半分程度あります。

今後その半分の部分が財源として必要になってきます。今回普通交付税につきましても、23年度の実績からすると約2億円程度当初予算では低いところになってはいますが、この財源につきましては既に行き先が決まったような状態もございますので、このような形で当初予算を組ませて頂いていますが、今後ご指摘のとおり精査して組んで行きたいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町税のところですが、個人税、法人税、固定資産税、それぞれに滞納繰越分として上がっています。ここの滞納分、個人については約3800万円、法人が290万円、固定資産税の滞納分としては5900万円と上がっています。

22年度の決算で不納欠損で5千万円以上を落としています。滞納分として上がっている分については時効停止にはなっていますか。時効が進んでいるものについてはありませんか。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

22年度決算で時効分を含めた不納欠損処理をさせて頂いています。その時点で時効を迎えていたものについて欠損処理をさせて頂いたということで、それ以降に、執行停止又はその時点でも時効が進んでいる分については残っています。

今回の分の中には、総額としての中には執行停止部分、時効の進んでいる部分も含めたところでの滞納繰越額ということになっています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これは時効停止をしないと多額の不納欠損がでるわけです。なぜ時効がまだ停止出来ないのか、その理由についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

今時効が進んでいるということを申しましたが、今職員の中での時効を迎える分については重点的に徴収し、停止の要件に値するものは時効停止、執行停止という事務処理を行っております。

それ以外の部分というところでの繰越額ということになっています。極力、ただ単に時間を迎えて不納欠損にするということのないように努めています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

住宅使用料についても滞納繰越分として頭出しが千円だけありますが、これは先程の一般質問の中で、これも1400万円以上の滞納分があっているわけです。頭出しということだと、これは目標にはならないのです。取れた分だけ取ろうかみたいな感じを受けるのです。やはりどれぐらい厳しく徴収するかという目標も必要だろうということで、ここは頭出しというよりも幾らというような金額を提示すべきではないかなと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

滞納分に関しましては現在一般質問でもお答えしましたように、電話また出向いて分納を勧めたり、徴収を進めている状態でございますので、極力滞納が少なくなるように今後とも努力しまして、言われるように目標を定めるべきであるということでございますが、中々難しいところもございますので、今後目標値を定めるような形で進めて行きたいと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

22頁の公立学校の授業料徴収交付金が220万円上がっています。これは授業料だと思えますが、ここは交付金がある時に本来定時制で4年分を3年に置き換えて、今まで授業料を徴収していたわけですが、その上乘せして、割り増しして3年分に置き換えて徴収をしていたということでしたが、その分が交付金として見られていないということでした。

この24年度についても、その割り増し分についてはどうなっているのか、個人に徴収をしているのか、町で見ているのか、その辺をお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長、特別委員会までに調べてよろしくお願ひいたします。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

102頁、13款 土地取得費として頭出し、昨年も今年も1千円ついていますが、これは何か計画があるのかどうか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

現時点では計画はございません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

普通、計画がないのに頭出し千円するわけですか。これはもしかしたら一般質問した泉水の最終処分場の土地購入か何かのことではないですか。違いますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今質問議員が言われましたような泉水の購入とかではございません。これは予算の計上上毎年ここには頭出し千円をさせて頂いています。毎年、科目保存という形で計上させて頂いています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第20号は議長を除く議員12名で構成する、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 16時11分

再会 16時21分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会、正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 長友 浩一君

それではご報告いたします。

委員長 久保田正之議員。

副委員長 原 哲也議員。以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に日程第19 議案第21号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

国の療養給付費の負担金、率が34%から32%に引き下げられて、これは先程年少扶養控除のことを言いましたが、そういうことによって地方の税収が増える、その分を活用して国保の財政を減らすわけです。

見返りに県の調整交付金がありますが、共同事業交付金だったですか、その分を2%増やすということになっていますが、今回の予算にはそういうものが反映されているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

療養給付費交付金の関係ですね。これは退職被保険者に係る医療費拠出金納付金に係る交付金となっていて、前年度よりも96万円ほど減少と。県の支出金も、これは一般被保険者に係る分で、医療費拠出金支援金納付金に関する県負担金の補助となっていて、これも540万円程減少ということになっています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

違います。国が療養給付費に係る国の定率負担金があります。町に入って来る分が34%から32%に引き下げられたわけです。ですからその分医療費をうちが払わないといけないことになるのです。国保会計で2%分を額として増加しますから。そして代わりに国は県に調整交付金を渡して、今まで県には7%だったのを、今度増やして、市町村に2%減らした代わりに県には2%増やして渡すわけです。

町としては今までどおりに県と国とを合わせた分でいえば、今までどおりの交付金が貰えるのだったらいいのですが、県に調整交付金として渡していますから、後は県の裁量になって来ますので、それがしっかりと町に下りて来るかどうかというのを、しっかり確認して頂

きたいと思います。

そのことについて、今でなくても付託委員会になっていますから、しっかり答弁出来るようにして頂きたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

民生産業委員会の中でご回答したいと思います。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第20 議案第22号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第22号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第21 議案第23号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第23号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第23号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第22 議案第24号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第24号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第24号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第23 議案第25号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第25号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第25号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第24 議案第26号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第25 議案第27号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

議案7号でも質問いたしました。約6千万円の本年度予算が上がっています。これ平米数を坪に直すと約5300坪になります。今トヨタ関連でもそうですが、進出企業が土地を探しているのは大体3万円とか、安い分になったら2万円から2万5千円。高くても3万円です。

それを5千、約300坪で計算すると幾らですか。約1億6千万位にしかならないのではないかと思います。それに6千万円を今からずっと掛けて行くと。

開発申請を出す。議案第7号の中でおっしゃいましたが、開発申請を出すことに於いて緑地帯を設けなさい、水利を確保しなさいという誓約があるわけです。今から先沢山のお金が

掛かって来る。そうすると逆にこれが売買をするがために、設備投資が余りにも高くなるのではないかと思います、その辺はいかがですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

まず有効面積につきましては、今の想定では全体の面積は1万7618平米に対しまして、有効面積は1万6859平米位に想定しています。今、現在出しています単価につきましては、1平米当たり1万2200円という単価を出しています。

今後単価につきましては、これから掛かります造成費用、用地の鑑定士の意見価格等にもよりますが、まず造成費が確定していませんので、若干流動する部分はあるかと思えます。

それと調整池を兼ねました水利等も含めたところで、全体の額というふうになっています。特別会計で計上しています5993万6千円で全体の造成費というふうになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

当然開発申請を行う時に、副町長もよくご存じだと思いますが、緑地帯を何パーセント設けないといけない、道路の確保、一番大きなものは水路、そういうものもきっちり確保しないといけないので、今企画財政課長がおっしゃったのは、大体計算すると、有効面積からいうと、あの土地は約2億にしかならない、売買価格は約2億ですよ。それに約6千万掛けて緑地帯、排水処理というものをきっちりやると幾らの土地になるか。殆ど土地代というのは0に等しいのではないかなと思えますがいかがですか。

先程議案第7号の中で言ったように、普通はそのままの状況で売るわけです。買われる方が当然そこで開発申請をなさるわけです。少し狂って来ているわけです。

これだけのお金を掛けられるのでしたら、逆にもう町長の英断でこの土地を無償でやる。来られた方が次年度から固定資産税を頂けるぐらいのこのの方が、返って良かったのではないですか。もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今言われますように、緑地帯の問題ですが、通常の開発時点では3%の確保ということになっています。これが企業が来て製造業等になりますと25%必要になって来ます。この25%というのは福利厚生施設等を含めたところの25%ですので、当然企業が決定し、企業がレイアウト、配置等を考えてするということで、出来るだけ当初は緑地というのは基準内で納めたいという形をとっています。

先程言われますように、確かに投資は全て終わります。売買価格にしても現時点では平米

当たり1万少し、坪に直すと約4万円程度の見込みというのは不動産鑑定を取りまして、22年度に予算を頂いて不動産鑑定を入れてあります。その鑑定結果に基づいて4万円近い線という設定はいたしています。

これは企業が安価でないと来てくれないという部分もございまして、一応設定は設定として、進出企業との協議という部分もあろうかと思えます。

先程言われますように、素地で売るのがというご意見でございまして、なかなか素地が売りにくく来て貰えないと、それと県の企業立地ガイド、全国版に出して貰っていますが、こういったところに協議しても、やはりある程度面整備が出来ていないと、そういった候補として載せられないということもありまして、今回敢えて西区についてはこういった措置を取らせてもらったというところでございまして。

県には一応工事は7月から8月に完成見込みということで、PRもお願いしているというのが現在の状況でございまして。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

これも新たな予算の組みようでもあるのですが、従前は鞍手町土地開発公社の中で工事等は全てやっていました。ところが鞍手町土地開発公社はご存じのように、約22億の借財がまだそのまま残っています。それを使うといろいろと諸問題があるので、新たな予算を計上すると。

これが売れるか売れないか分からないような状況の中で、全部売れたとしても2億、これから先掛かる金額は幾ら掛かるのか、それを計算したときに果たしてこれが大きな鞍手町の借財として残って行くのではないのか、その不安要素は非常にあるのではないかなと懸念いたします。

慎重に取り組んで頂きたいと思えます。もう一度決意の程お願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今言われますように、経済状況も厳しい中での実態がございまして。ここ1年間で約9件程企業からのアプローチは受けています。

まだ造成中ということもあります。そういった中で決定はないのですが、それも1つありますが、やはり県の適地ガイドに載せて頂くというのが一番PRに繋がって行くということで、そういった面でも常に、機会ある毎に県にもお願いしている状況でございまして。

出来るだけ懸念されるような土地にならないように、そういったPR活動は積極的に今後続けて行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

従来この西区に限らずですが、企業向けの団地造成について、従来は町の考え方としてオーダーメイドだと一貫して言われて来ました。

しかし積極的に企業の立地を図って行くということで、こういう形で私は積極的に、例えば宗春用地だとか、或いは西牟田用地だとか、町が抱えている用地が沢山ありますから、私は積極的に団地造成を図って行くべきだと思っております。

そこで今回西区の用地の造成に係わって、今回6千万円近くの予算が計上されています。しかし今回の事業が調整池だとか、排水路の工事費が主なものだという説明になっていますが、あの用地は非常に地盤が悪いのではないかとということ非常に心配しています。

従って今回計上されている5993万6千円という形になっていますが、もっと投資をしなければならぬのではないかとということも出て来るといふふうに思いますが、企業が立地して来るといふことになると、地盤の問題というのは非常に大きな問題として出て来るわけです。

宅地も同じ状況です。そういうことも考えられて、今回こういう形の特別会計予算、或いは工事費を計上されているのか、予測されないものがあると思いますので、その点も含めて、どうしてお考えを持っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ご指摘のように、企業が立地する場合に地質地盤は当然重要視されます。これにつきましては既に地質調査をして、7～8メートルから10メートルぐらい弱いというのはございます。

この構造物につきましては、それに対応出来る構造といたしています。企業誘致する時には当然そういった情報を提供した上での誘致ということになります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第26 議案第28号 平成24年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。
質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町長の提案説明の中で、これは3300万程の赤字予算ということになっています。公営

企業上は収支均衡を図るとというのが原則としてあると思いますが、それを敢えてここで赤字予算として提案しなければいけなかった理由についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

質問議員が言われますように、3条予算収益収支においては赤字が望ましくないということではありますが、今回については、1つはご存じのように浄水場の改良工事を行って、今年度より起債利息が約988万円、それと機械の減価償却費が4047万1千円、両方を合わせて5千万円ぐらいの費用等が掛かります。

経費節減も考えましたが、現状ではどうしてもこういう予算になったということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

26頁にその減価償却費として、特に機械及び装置が4700万計上されていますが、これがどういったものなのかの中身についてと、当然大規模改修を行えばこういう予算になり得るといえるようなことは想定されていたと思います。事前に水質検討委員会の中でも、そこが料金を審査するのが適当かどうかというのはありますが、やはり料金の改定も含めて私は議論をすべきだったのではないかなと思います。その辺はいかがですか。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

減価償却の出し方につきましては、建物、構築物、機械装置及び車両、工具といろいろありますが、これは耐用年数によって毎年違って来ますが、一応残存価格を5%として、60年であれば金額を1年ずつ減価償却をして行くと。財産が減って行くという考え方で減価償却というのが計算になります。

その点について水道水質検討委員会でも話をさせて頂いて、こういう赤字になりますと。当面下水道の方では繰越剰余金というのがありますので、当面はそれを活用して行くということで水道料金の改定についても今月の9日に委員会の答申を貰ったところであります。

以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

繰越剰余金があるのは承知していますが、これも施設整備がまたある場合に必要なものから、これを充てるということもどうかと思います。特にこれで1年例えば料金改定をしなければ、料金改定をする際にその分上乗せして改正して行かないといけないわけです。料

金改定をしない時間が長くなれば長くなるほど、今度は料金改定をする時には上げ幅を大きくしないといけなくなって来ます。そういう単純計算になると思います。

ですからなるべく低い料金改定で済むようにするならば、私は早期に改定をすべきだったのではないかなど。特にこの現予算案では約10%ほどの赤字になって、この10%というのは中々大きい幅ですから、その辺もやはり検討するべきだったのではないかなどと思いますが、再度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

その点について検討委員会でも、今いう値上げの時期等についても検討して頂いて、先程申しましたように、繰越剰余金がありますので、1年延びて料金が上がるというような積算にはなりませんので、単年度で黒字になるように計画をした水道料金の改定になると思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第27 議案第29号 平成24年度鞍手町病院事業会計予算を議題とします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第29号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第28 議案第30号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第30号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第30号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第29 議案第31号 専決処分の承認 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第44工区）請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

変更が生じた理由についてお尋ねします。ちょっと提案理由でありましたが、もう少し詳しく教えて下さい。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

この工事をご存じのように、中本町のパチンコ屋の前から巖流市場とロダンの奥へ推進をする工事でありまして、最初は巖流市場の本町交差点に向けて推進を始めて、約90%ぐらいまで行ったところで、昔で言うボタですね。礫混じりボタが出まして、推進機にトラブルが発生しました。それで約1ヶ月間ぐらい改修に時間が掛かりまして、その分で工期が変更になったということでもあります。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

大量のボタが出たということですが、あの辺は地盤が悪い所なのですが、大体地表から何メートルぐらいの所を掘っているのか分かりませんが、何メートルぐらいで、どの辺に大量のボタがあったのかお尋ねしていいですか。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

深さは約6メートルぐらいで、巖流市場の交差点の少し手前です。食堂の付近に掛けての町道前です。あそこは今まで3方向から推進を施工してやっています。その時点では出なかったわけです。うちの方も想定外でそういった物が出たもので、推進機にトラブルが発生したということでもあります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日15日から22日までの8日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日15日から22日までの8日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 16時53分